

箕面支援学校 学校いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「児童生徒の生命を慈しみ人権を守る安心で安全な学校」を教育目標としており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

- (1) 名称 「いじめ対策委員会」
- (2) 構成員 校長、教頭、養護教諭、各学部主事、児童生徒部人権教育係
地域連携支援部人権研修係
- (3) 役割
- ・未然防止としていじめを許さない環境作り
 - ・いじめの相談・通報を受け付ける窓口
 - ・事実関係の把握といじめであるか否か の判断
 - ・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定
 - ・いじめの防止等に係る校内研修を企画し、 計画的に実施
 - ・学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のように実施する。

箕面支援学校 いじめ防止年間計画				
	小学部	中学部	高等部	学校全体
4 月	児童・保護者・教職員 への相談窓口および 「学校いじめ防止基 本方針」の周知	生徒・保護者・教職員 への相談窓口および 「学校いじめ防止基 本方針」周知	生徒・保護者・教職員 への相談窓口および 「学校いじめ防止基 本方針」周知	第 1 回いじめ対策 委員会(年間計画の 確認) 「学校いじめ防止 基本方針」のHP掲 載 PTA総会で「学校 いじめ防止基本方 針の趣旨説明」
5 月	家庭訪問週間 萱野東小交流	家庭訪問週間	家庭訪問週間	
6 月	全校交流会	全校交流会 箕面四中交流	全校交流会	
7 月	アンケート「安全で安 心な学校生活を過ご すために」実施	アンケート「安全で安 心な学校生活を過ご すために」実施	アンケート「安全で安 心な学校生活を過ご すために」実施	アンケート回収 校内研修会（人権） 第 2 回いじめ対策 委員会（状況報告と 取組の検証） 運動会 もみじフェスタ アンケート回収
8 月			北千里高校交流	
9 月				
10 月				
11 月				
12 月	アンケート「安全で安	アンケート「安全で安	アンケート「安全で安	

1 月	心な学校生活を過ごすために」実施 懇談週間	心な学校生活を過ごすために」実施 懇談週間	心な学校生活を過ごすために」実施 懇談週間・梅花高校交流	校内研修会（人権） 人権週間 作品展
2 月	人権学部集会 懇談週間	人権学部集会 懇談週間	人権学年集会 懇談週間	
3 月				

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は年 3 回開催し、状況の把握と報告を行う。いじめが確認された場合は、随時開催し取組の検討、対応を行う。また、必要に応じて学校いじめ防止基本方針や計画の見直しなどを行う。

第 2 章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

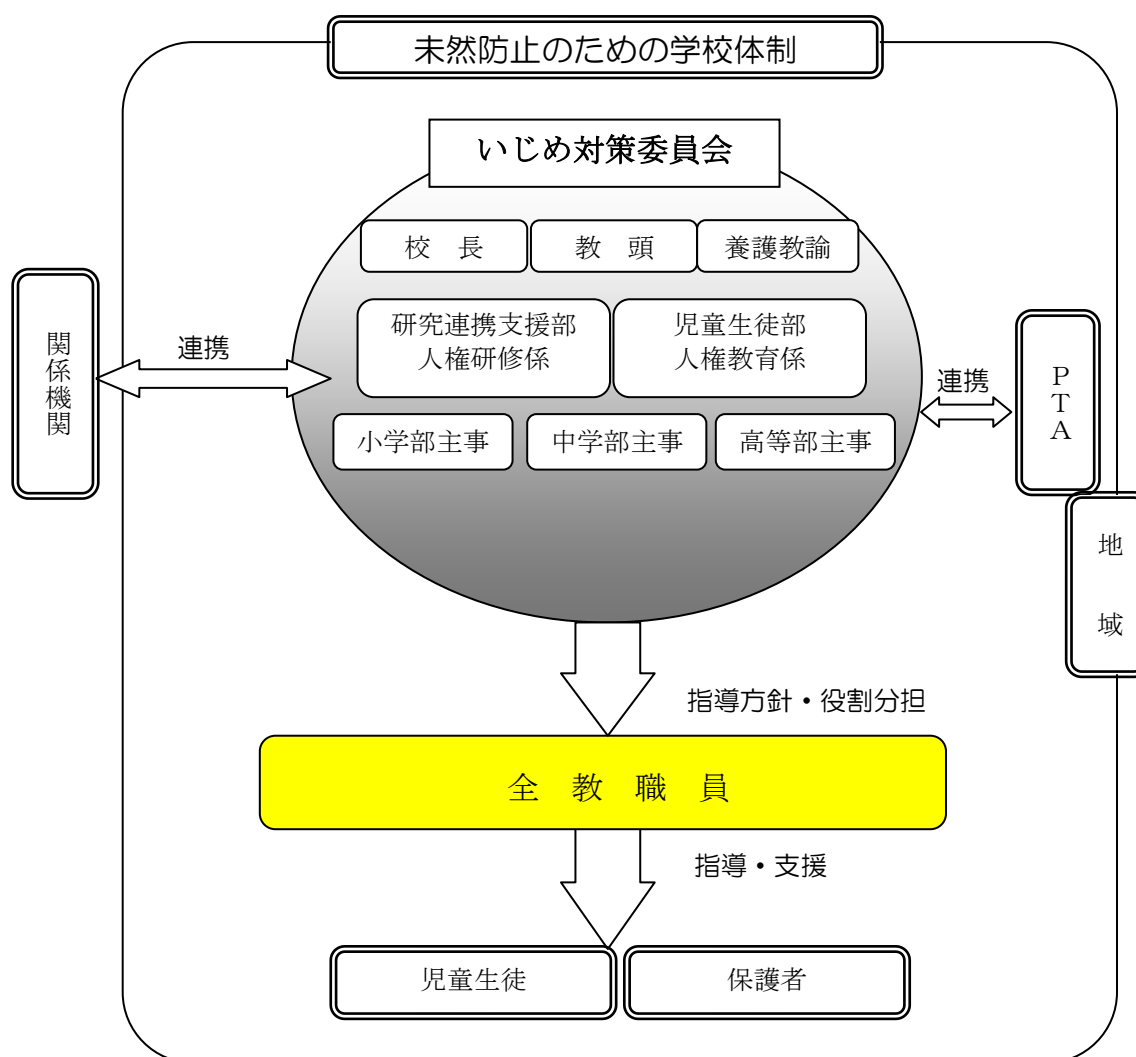
また、本校では児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、次の(ア)～(ウ)の 3 項目を行う。

(ア)日々の連絡帳を通して、保護者との連携を深め、児童生徒の心身の変化に気付くよう留意する。

(イ)児童生徒の下校後にクラス会議等を行い、児童生徒に対する教員間の情報の共有を図る。

(ウ)個別の指導計画検討会議等を設定し、個々の教育的ニーズを的確に捉え、自己有用感や自己肯定感を高められるように支援する。

そして、いじめの未然防止に向けて、全教職員が下記の体制で取り組むものとする。



2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して校内人権研修等で『学校いじめ防止基本方針』を周知する。児童生徒に対しては、本校の教育活動全般を通して自己理解・他者理解を推進し、いじめのない環境づくりを行う。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのためには、各教科や自立活動においてコミュニケーション指導(人間関係の形成に関する事・コミュニケーションに関する事)を行う。また、個別の教育支援計画・個別の指導計画を活用し、本人・保護者・学校が一体となって取り組む。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、次の(ア)～(イ)の2項

目を行う。

(ア)児童生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、次の事項を行う。

- 児童生徒会活動(月 1 回の役員会・各委員会)の実施・充実
- 各学部における人権集会(学部集会や学年集会)の実施・充実
- 全校交流会(全校たてわり活動)の実施・充実

(イ)いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うために次の事項を行う。

- 『学校いじめ防止基本方針』の周知をする。
- 校内人権研修(年 2 回)において、いじめ等について学び、日々の振り返りの機会を設ける。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、次の(ア)～(イ)の 2 項目を行う。

(ア)児童生徒が達成感を得ることのできるよう、スモールステップを踏んだ教育目標の設定を『個別の教育支援計画』や『個別の指導計画』で行う。その際には、多角的な視点から捉える事が出来るよう、児童生徒に様々な場面で接している複数教員(クラス担任団や学年担任団)で目標設定を行う。

(イ)運動会、文化祭(もみじフェスタ)や学校間交流等の各行事で、児童生徒が主体的に企画・運営に係わり、達成感が味わえるようにする。

(5) 児童生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、本校における人権週間での活動や人権集会(学部集会や学年集会)において、自他の理解を深め人権感覚を高める。

第 3 章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないためには、次の(ア)～(イ)の 2 項目を行う。

(ア)授業やホームルーム活動でのチームティーチングの重要性を再確認する。

(イ)連絡帳等を通して保護者との連携を深める。

教職員が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有するためには、次の(ウ)～(エ)の2項目を行う。

(ウ)クラス会議や学年会議、学部会議等において児童生徒情報の交換・共有の場を設定する。

(エ)ケース会議録、家庭訪問記録や個別懇談記録、家庭よりの通院報告書などをクラスや学年で回覧する。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1)実態把握の方法として、定期的なアンケートを年2回、保護者宛に実施する。定期的な教育相談としては、家庭訪問や学期末懇談を実施して、家庭での様子を聞き取り実態把握に努める。日常の観察として、出席状況を確認し保健室と連携して児童生徒の心身の変化に留意する。
- (2)保護者と連携して児童生徒を見守るため、連絡帳を活用して日々の児童生徒の様子やいじめの兆候がないか情報の共有を図る。
- (3)児童生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、担任との信頼関係を日頃から築くとともに、いじめ対策委員会を設置し相談窓口を明確にする。また、PTA総会や学校ホームページ、保護者へのプリント配布により相談体制を広く周知する。
- (4)いじめ対策委員会において、体制が適切に機能しているかなどを定期的に点検する。
- (5)教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、本校既定の『箕面支援学校 個人情報管理規程』に準じて個人情報を扱う。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

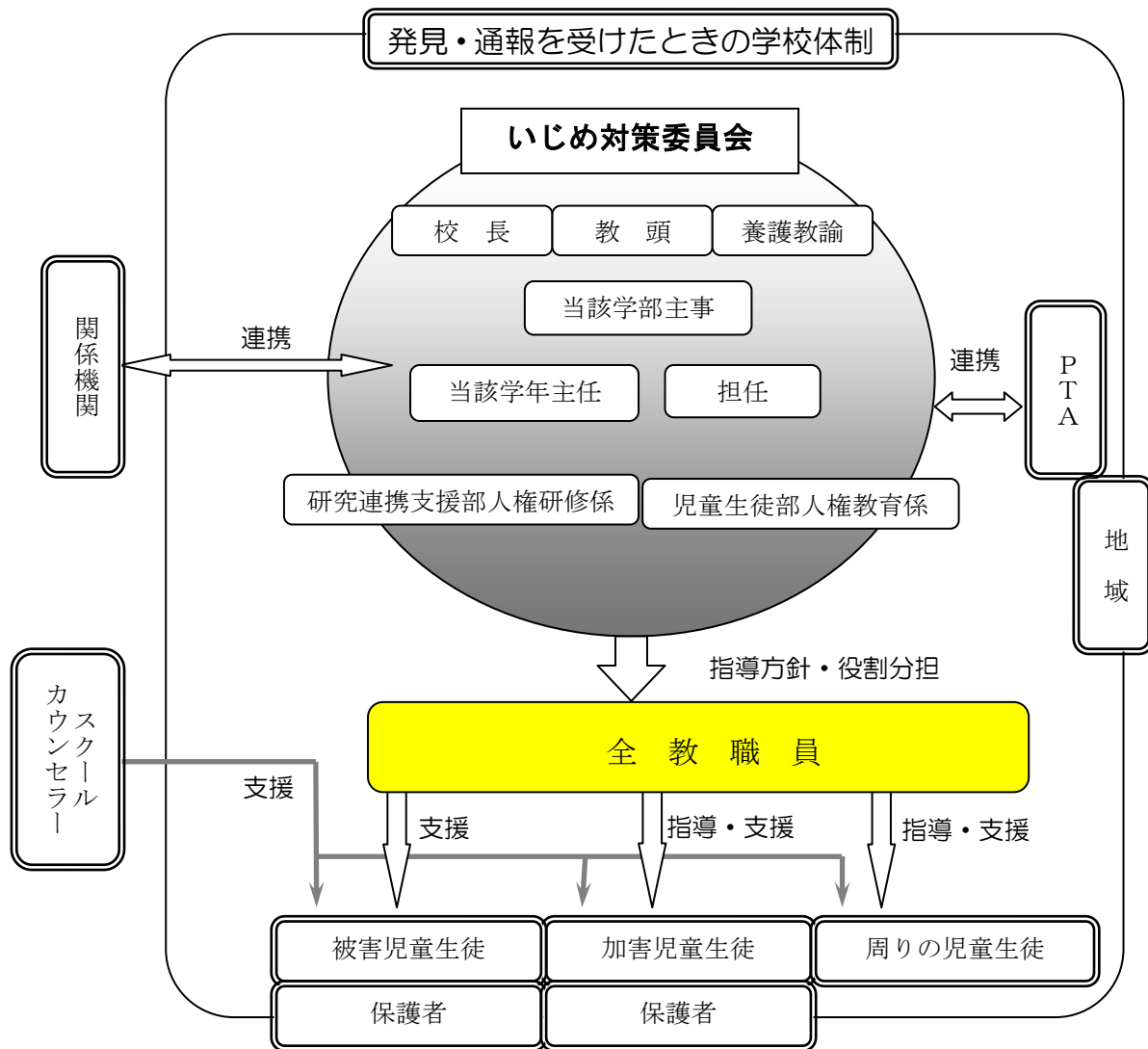
いじめにあった児童生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童生徒の発達段階や障がい特性、原因や背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行

動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応



- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任、学部主事等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に
行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられてい
る児童生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検
討する。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある
ときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめた児童生徒の別室指導などにより、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を
受けられる環境を確保し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。そ
の際、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地
域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、ス
クールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取
を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの
配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童生徒の保護者と連携し、協力を求め
るとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財
産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじ
めた児童生徒が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、
健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、
必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、そ
の再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても、自分の問題として捉
えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童生徒に対しては、正確に事実を
確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについ
て考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につな
げる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをして
いた「傍観者」として行動していた児童生徒に対しても、そうした行為がいじめを受
けている児童生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強め
る存在であることを理解させるようにする。
「観衆」や「傍観者」の児童生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不

安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について当事者の発達段階や障がい特性、地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。運動会、もみじフェスタ、学校間交流等は児童生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、関係機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめが「解消している」状態について

・少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3ヶ月を目安)
- (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

附則

- (1) 本方針は、平成 26 年 1 月 23 日制定する
- (2) 本方針は、平成 26 年 4 月 1 日実施する